

道路位置の指定基準

制定 昭和 55 年 6 月 1 日
一部改正 平成 5 年 6 月 16 日
一部改正 平成 30 年 12 月 27 日
一部改正 平成 31 年 4 月 1 日
一部改正 令和 3 年 1 月 1 日
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき道路の位置の指定（変更、廃止を含む。）をする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(道路の位置の指定申請)

第 2 条 道路の位置の指定（変更、廃止）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、道路指定（変更・廃止）申請書（細則第 8 号様式）3 部にそれぞれ次に掲げる関係図書（廃止の場合は、(5)、(6)、(8)から(13)を除く）を添えて市町長を経由し、知事に提出しなければならない。

- (1) 附近見取図
- (2) 地籍図
- (3) 地番表（道路部分が 3 筆以上の場合）
- (4) 土地登記事項証明書
- (5) 地積測量図
- (6) 求積図
- (7) 計画平面図
- (8) 道路横断面図
- (9) 道路縦断面図
- (10) 排水施設及び隅切り等の詳細図
- (11) 既存道路への接続承諾書（様式 1）
- (12) 道路築造の承諾書（様式 2）
- (13) 管理する者の承諾書（様式 3）
- (14) 指定道路の変更、廃止にともなう承諾書
- (15) 関係法令に基づく許可証等
- (16) その他知事が必要と認める書類

2 市町長は、申請内容を適当と認めたときは意見を添えて知事に進達するものとする。

(築造承認)

第 3 条 本条及び次条は、第 6 条の基準を満たすため新たに道路の築造が必要な場合に適用する。

2 建設事務所長は、前条第 1 項の申請書及び関係図書が整っており、かつその内容が建築基準法施行

令（以下「令」という。）第 144 条の 4 及び第 6 条に適合すると認めるときは、指定道路築造承認通知書（様式 4）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知の後に道路を築造するものとする。

4 第 2 項の通知の後に申請した内容を変更しようとする場合（軽微なものを除く。）、申請者は、知事に変更の届出をするものとする。

5 前条及び第 2 項の規定は、前項の届出に準用する。この場合において、前条第 1 項中「道路指定（変更・廃止）申請書（細則第 8 号様式）」とあるのは「申請事項変更届（様式 5）」と、「関係図書」とあるのは「道路指定（変更・廃止）申請書（細則第 8 号様式）及び関係図書のうち変更に係るもの」と読み替えるものとする。

（完了届）

第 4 条 申請者は、道路の築造工事が完了したときは、工事完了届（様式 6）に知事が必要と認める図書を添えて市町長を経由し、知事に提出するものとする。

（道路の位置の指定）

第 5 条 知事は、第 2 条第 1 項による申請書を受理したとき（前 2 条が適用される場合を除く）若しくは前条の工事完了届を受理したときは、審査及び現地検査を行うものとする。

2 前項の審査及び現地検査では、次の各号に掲げる事項を確かめるものとする（廃止の場合は、(1)、(3)及び(4)を除く）。

(1) 令第 144 条の 4 及び次条に定める基準に適合していること。

(2) 第 2 条第 1 項に定める申請書及び関係図書が整っていること。

(3) 申請書及び関係図書のとおり道路が築造されていること。

(4) 原則として、道路の区域は分筆され、地目は公衆用道路であること。

(5) 変更又は廃止の場合は、法第 43 条第 1 項の規定に適合しない敷地に存する建築物がないこと。

3 知事は、審査及び現地検査の結果、前項に適合していると認めた場合は、その道路の位置を指定（変更・廃止）し、道路の指定（変更・廃止）通知書（細則第 8 号様式の 2）により申請者に通知するとともに公告し、関係図書を縦覧に供するものとする。

（技術基準）

第 6 条 指定道路の技術基準は、次の各号によるものとする。

(イ) 道路幅員の取り方は、(図 1) によるものとする。

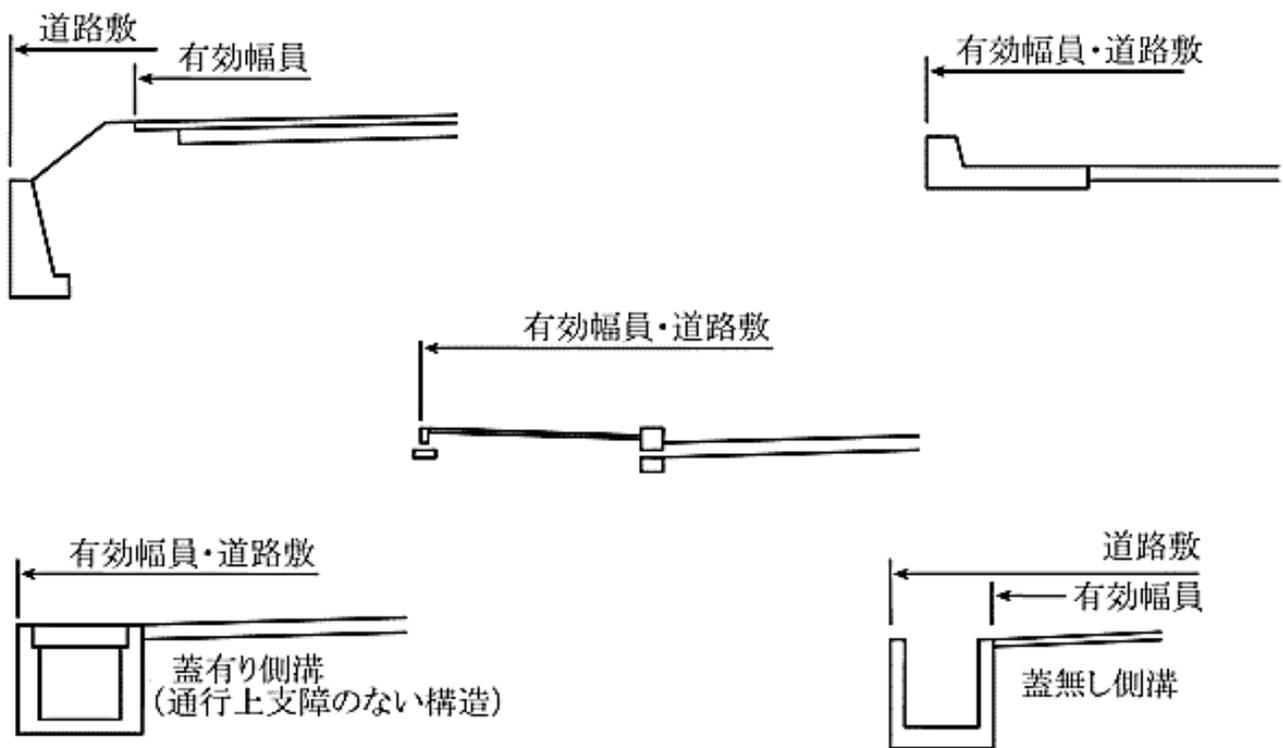
(ロ) 道路の有効幅員は、原則として 6 m 以上とすること。

ただし、延長が 120m 未満で通行上支障がない場合は 4 m 以上とすることができる。

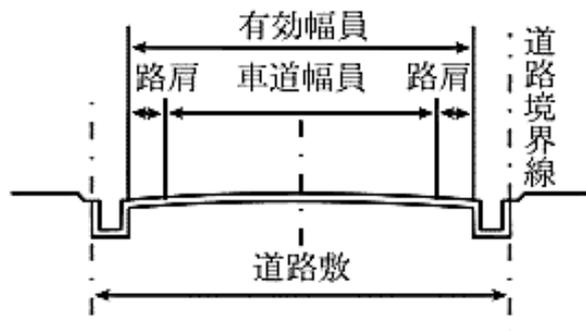
(ハ) 指定道路は道路敷を含み図面に図示する。

(ニ) 指定公告の幅員は有効幅員とする。

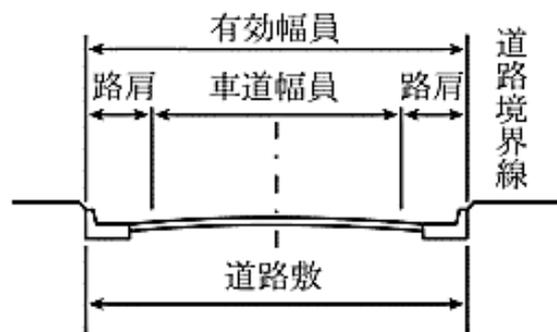
図1. 道路幅員の取り方



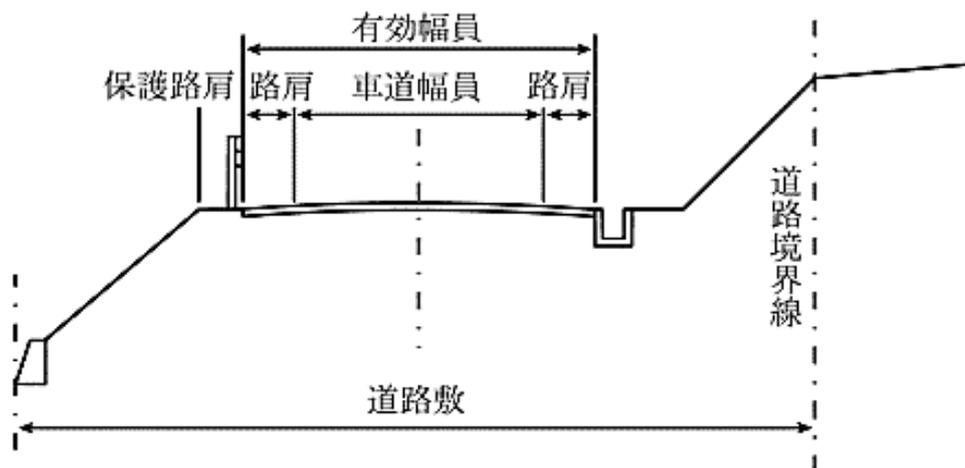
a) U型側溝の場合



b) L型側溝の場合



c) 防護柵を設ける場合

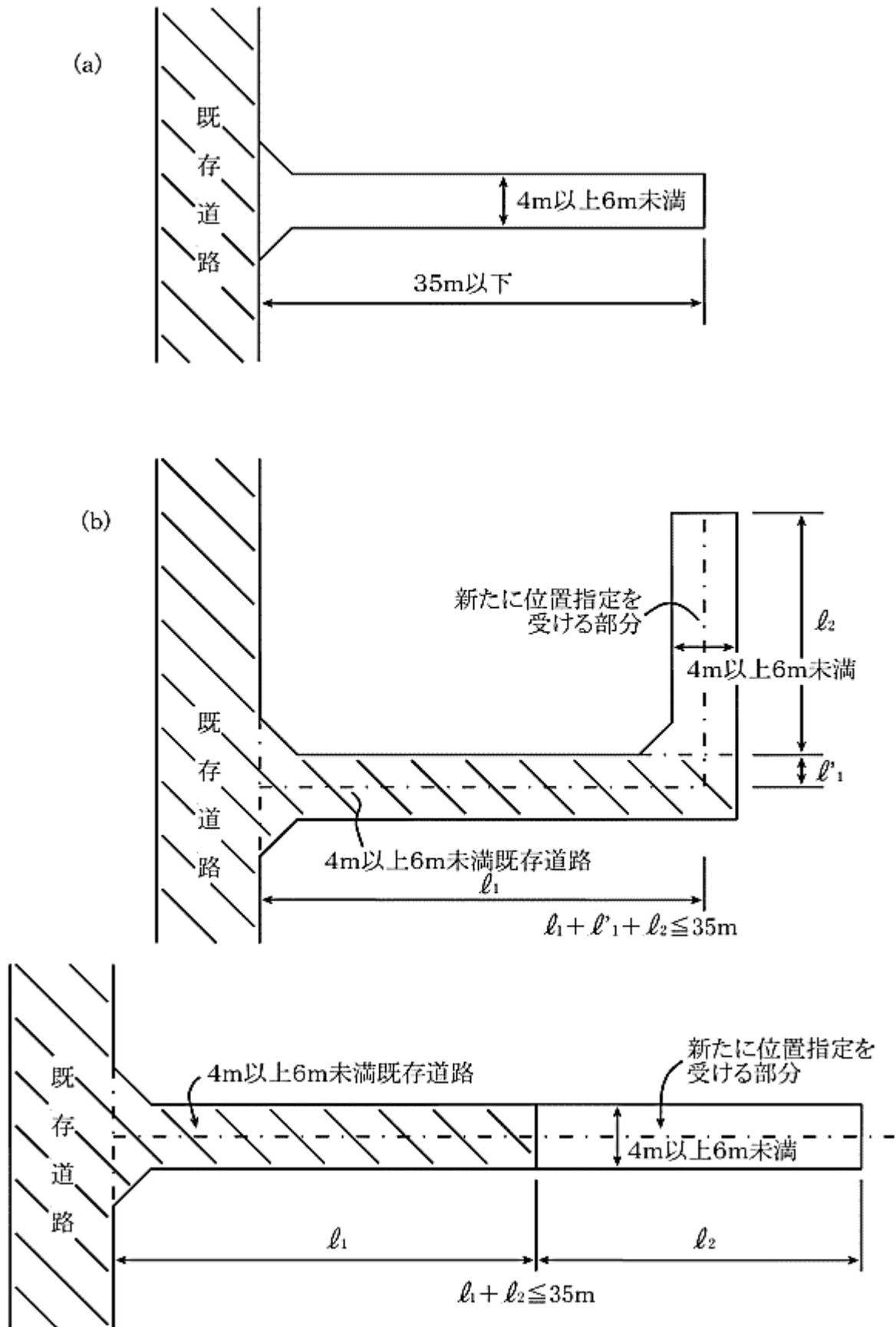


2 道路の平面計画

両端が他の道路（法第 42 条に規定する道路をいう。）に接続したものであること。ただし、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合においては袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）とすることができる。（令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号）

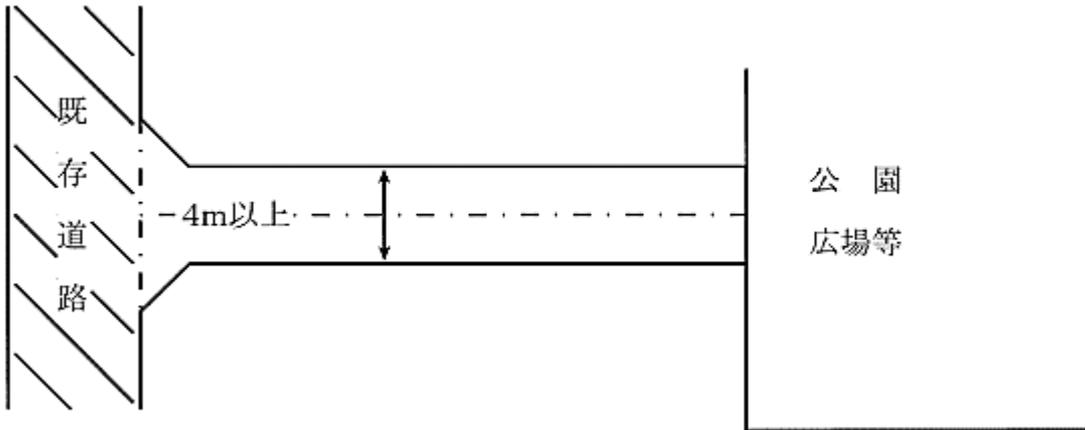
- （イ） 延長（既存の幅員 6 m 未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が 35m 以下の場合。（令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号イ）（図 2）

図2. 延長が35m以下の場合



(ロ) 終端が公園、広場、その他、これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合。(令第144条の4第1項第1号ロ)(図3)

図3. 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合
(転回等については管理者の承諾が必要。)



(注) 公園、広場等に類するものとしては、海辺の砂浜や河川敷等の堤防が考えられる。

(ハ) 延長が35mを超える場合で終端及び区間35m以内ごとに、国土交通大臣の定める基準(建設省告示第1837号)に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。(令第144条の4第1項第1号ハ)(図4、5)

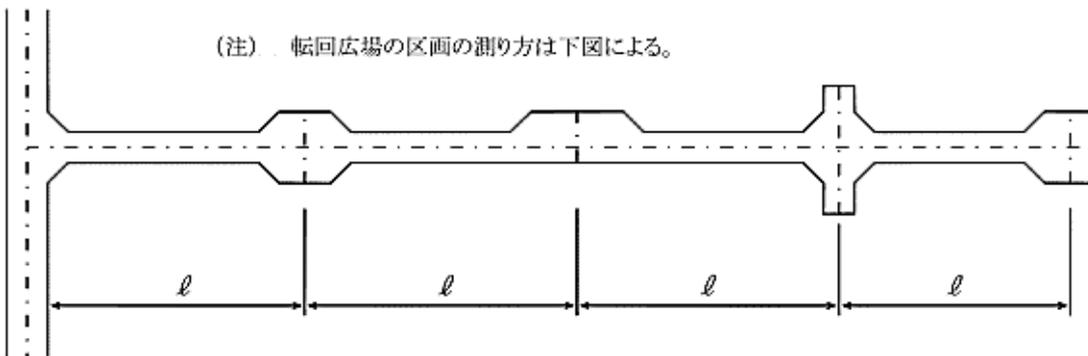


図4. 中間に設ける転回広場（告示第1837号の図解）

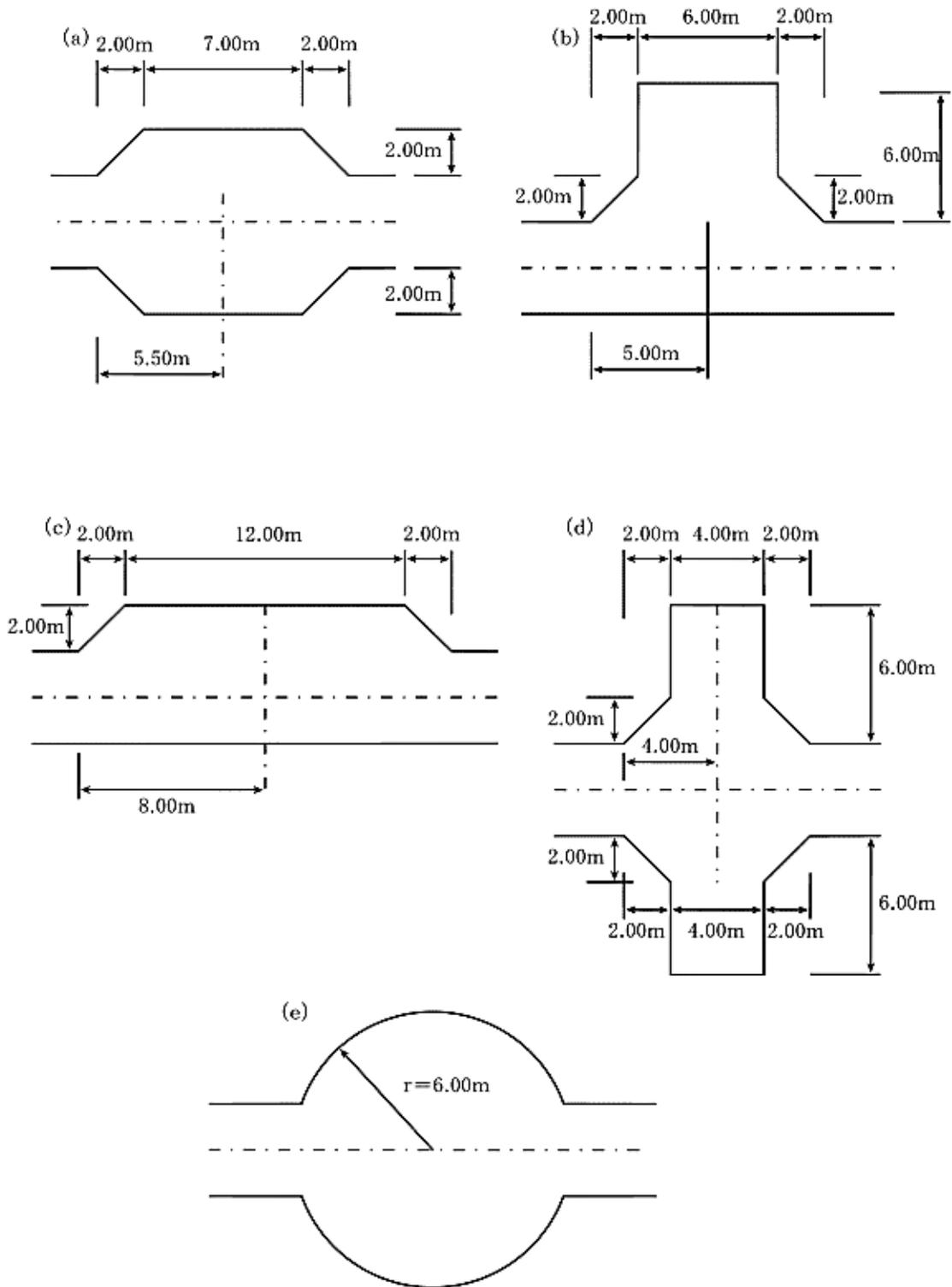
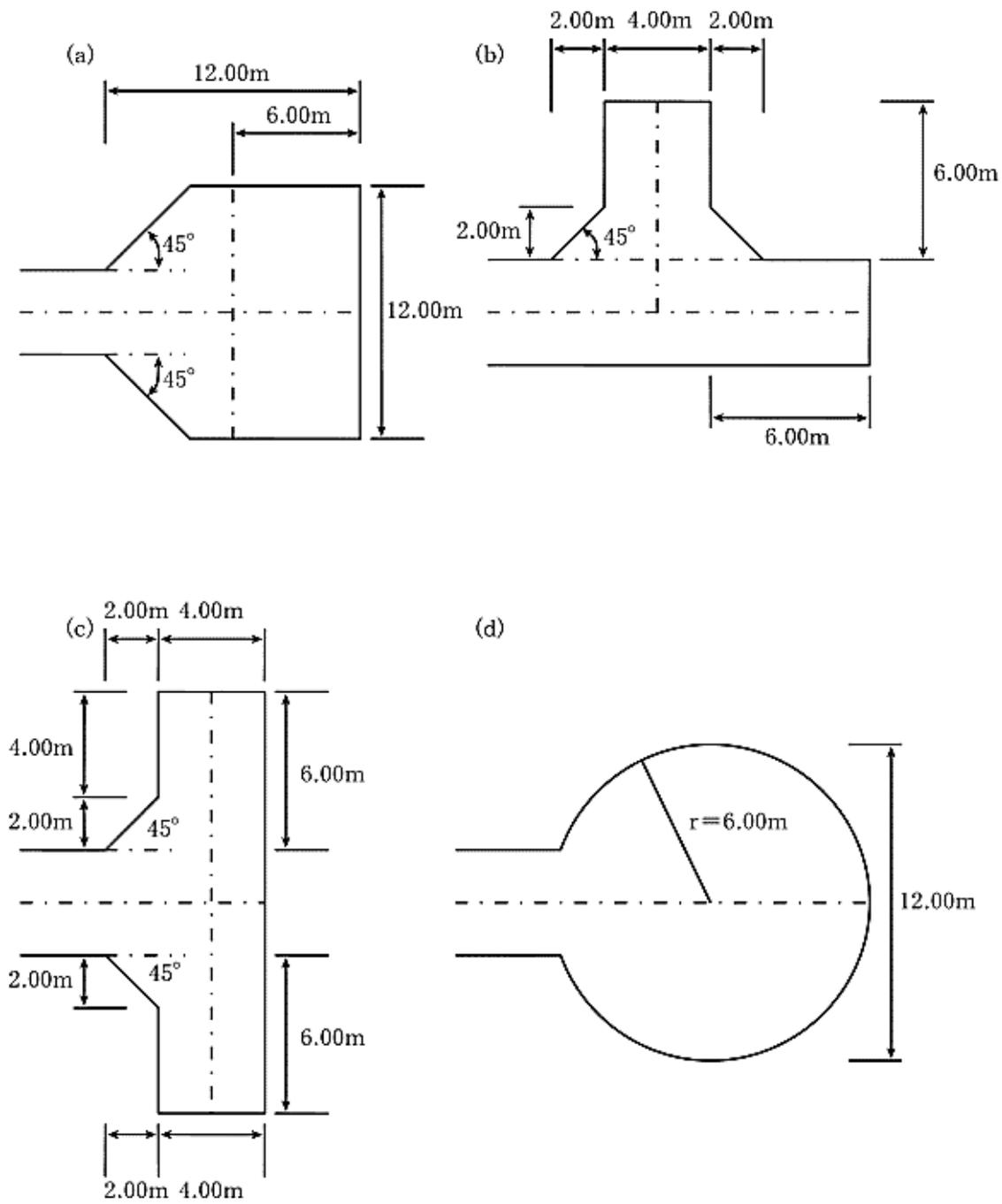
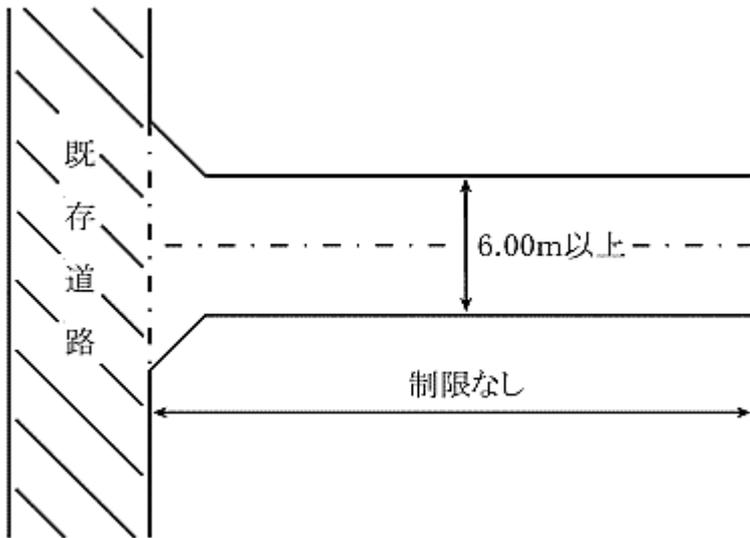


図5. 終端に設ける転回広場（告示第1837号の図解）



(二) 幅員が 6m 以上の場合 (令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号二) (図 6)

図 6.



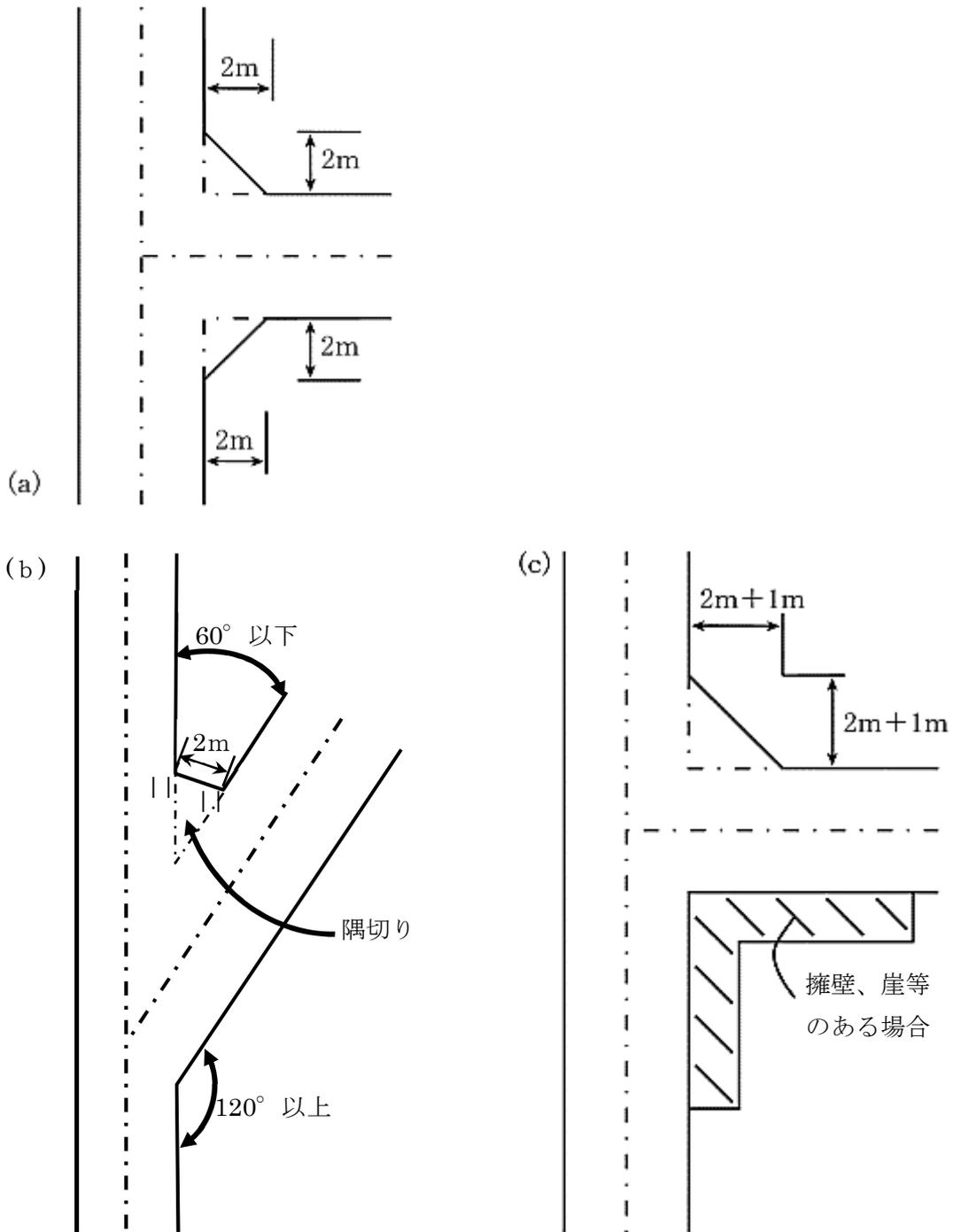
3 道路の隅切り (令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号)

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所 (交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。) には、角地の隅角を挟む辺の長さ 2 m 以上の隅切りを設け、その部分を道路の部分とすること。(図 7-a)

なお、内角 60° 以下の角地に設ける隅切りは、角地の隅角を挟む辺を二等辺とし、底辺の長さを 2m 以上とした三角形を含むものであること。(図 7-b)

ただし、隅切り部分に既存の建築物、高い擁壁若しくは、崖等があり、隅切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、一方の隅切りの長さに 1 m を加えた長さにした場合はこの限りでない。(図 7-c)

図7. 隅切りの取り方
一般的隅切り



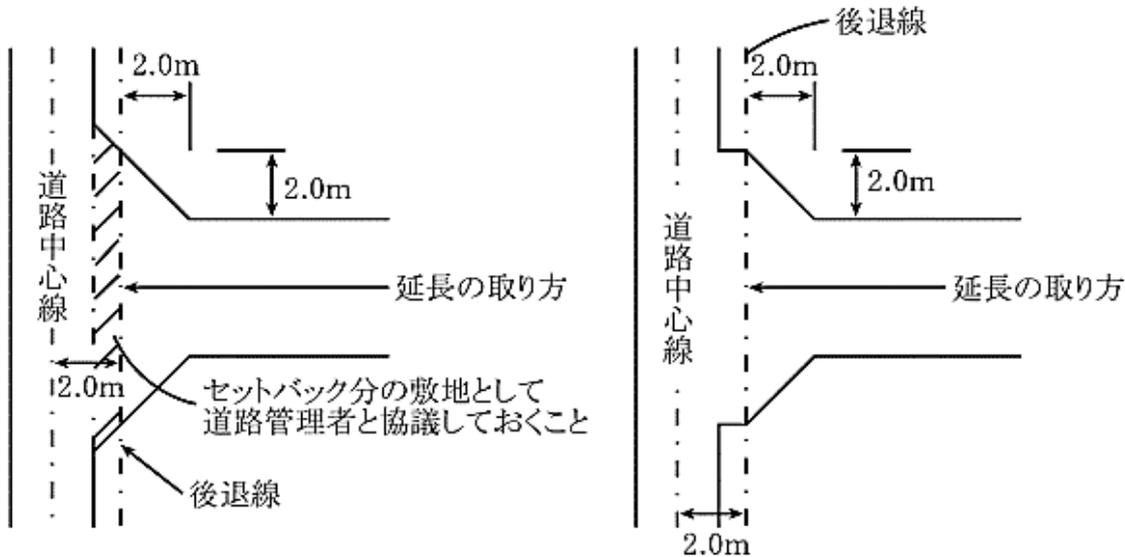
4 既存道路への接続部分

既存道路への接続は、3によるものとする。

なお、取付道路が狭い時（4 m未満）は取付道路の中心線から2 m後退して寸法をとるものとする。

（図8）

図8. 法第42条第2項道路より接続して道路指定をする場合



5 道路の路面（令第144条の4第1項第3号）

（イ）路面は原則として、アスファルト又は、コンクリート舗装等とすること。

（ロ）路面の高さは、当該道路に近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮して冠水等により通行に支障のない高さにする。

6 道路の勾配（令第144条の4第1項第4号）

道路の縦断勾配は12%以下であり、かつ段階状でないものであること。なお、勾配が9%を超える場合は、スリップ防止等の処置を講ずること。

7 排水施設（令第144条の4第1項第5号）

道路には、路面及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等を設け末端を河川、下水道等に接続し適切な排水ができる構造とすること。

8 防護施設の設置

道路が屈曲、崩壊、崖等の存する通行上危険を伴うおそれがある箇所又は、なだれ、落石等により当該道路の構造に損傷を与える恐れのある箇所にはガードレール、柵、擁壁等の適当な防護施設を設けること。

(様式1)

承 諾 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定について、その図書の記載どおり既存道路の所有者（又は権利者）として、道路接続されることに異議なく承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

(様式2)

承 諾 書

年 月 日

特定行政庁
三重県知事

宛て

所有者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
電話

印

私は、●● ●●が建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路を築造し、道路の位置を指定申請することを承諾します。

なお、下表の土地は、建築物の利用者等の通行の用に供し、工作物の築造等通行の支障となる行為は行いません。

土地、建築物、 工作物の別	権利の種類	所在地	面積等	摘要

備考1 「権利の種類」欄は、所有権、抵当権、根抵当権等の別を記入すること。

2 「面積等」欄は、土地登記事項証明書に記載されている面積を記入し、筆の一部の場合は「○○㎡（土地登記事項証明書に記載されている面積）の一部」と記入すること。

3 「摘要」欄は、土地等に第三者の権利がある場合には、その旨を記入すること。

4 印鑑証明書を添付すること。

(様式3)

承 諾 書

年 月 日

特定行政庁
三重県知事

宛て

管理者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
電話

印

私は、●● ●●が建築基準法第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定申請する下表の土地について、建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理することを異議なく承諾します。

また、管理する者を変更する場合には、本内容について、責任を持って承継します。

土地の所在地	面積等

備考1 「面積等」欄は、土地登記事項証明書に記載されている面積を記入し、筆の一部の場合は「○○㎡(土地登記事項証明書に記載されている面積)の一部」と記入すること。

2 管理者の印鑑証明書を添付すること。

(様式 4)

第 年 月 日

様

三重県 建設事務所長

指定道路築造承認通知書

年 月 日付けで申請（届出）のありました下記の指定を受けようとする道路については、建築基準法施行令第 144 条の 4 及び道路位置の指定基準（以下、「指定基準」という。）第 6 条に規定する基準に適合していると認めますので、申請書（届出書）のとおり築造してください。

なお、築造工事が完了したときは、すみやかに工事完了届を提出してください。これにより現地検査を行い、指定基準第 5 条第 2 項に適合していると認めたときは指定します。

指定のない道路は建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路として取り扱いません。

記

指定を受けようとする道路の位置

(指示事項)

例

- ・ 道路部分を分筆のうえ、公衆用道路に地目変更すること。
- ・ 分筆後の地籍図、土地登記事項証明書、地積測量図を提出すること。
- ・ 計画を変更しようとする場合は、申請事項変更届を提出すること。

(様式5)

申請事項変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で指定道路築造承認を受けましたが、申請事項に変更がありましたので、道路位置の指定基準第3条第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

指定を受けようとする道路の位置				
変更内容				
受付欄	市 町		建設事務所	

(様式6)

工事完了届

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で築造承認された下記道路の築造が完了しましたので、道路位置の指定基準第4条の規定により、届け出ます。

記

指定を受けようとする道路の位置				
工事完了年月日				
受付欄	市 町		建設事務所	

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定（変更・廃止）申請に対する 意見書		
年 月 日		
特定行政庁 三重県知事	宛て 市町長名 _____	
申請者住所・氏名		
申請場所		
意見 の 内容	上下水道関係	
	排水関係	
	既存道路への 接続関係	
	道路の帰属関係	
その他参考と なるべき事項		
総合判断		

市町関係課名 _____

担当者 _____